

社会福祉法人千歳市社会福祉協議会役員、評議員及び委員の実費弁償に関する規程

平成 26 年 3 月 19 日 制 定

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人千歳市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第 11 条第 2 項の規定に基づく役員の実費弁償の支給並びに評議員及び本会が設置する部会、委員会の費用弁償の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(費用弁償)

第 2 条 役員、評議員及び委員が会議に出席したときの費用弁償は、日額 500 円とする。ただし、常務理事及び千歳市一般職員の費用弁償は行わない。

2 前項に規定する会議とは、本会が招集して開催する正副会長会議、所属長会議、理事会、監事監査、評議員会、部会及び委員会とする。

(委 任)

第 3 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。